

居宅介護支援事業者のみなさまへ

介護保険認定有効期間の半数を超える短期入所サービス利用に関する取扱いについて

短期入所サービスについては、利用者が居宅で自立した日常生活を維持するために利用されるべきものであることや、短期入所サービス専用のベッドに限りがあることにより、できる限り、認定有効期間のおおむね半数を超えない範囲で居宅サービス計画の作成に努めるものとしています。

しかし、一律に短期入所サービスの利用を制限することは、利用者の心身の状況等を勘案した際には、困難な事例も想定されるため、短期入所サービスの弾力的運用を図り、特に必要と認められる場合においては、認定有効期間のおおむね半数を超えて短期入所サービスを利用することができることになっています。

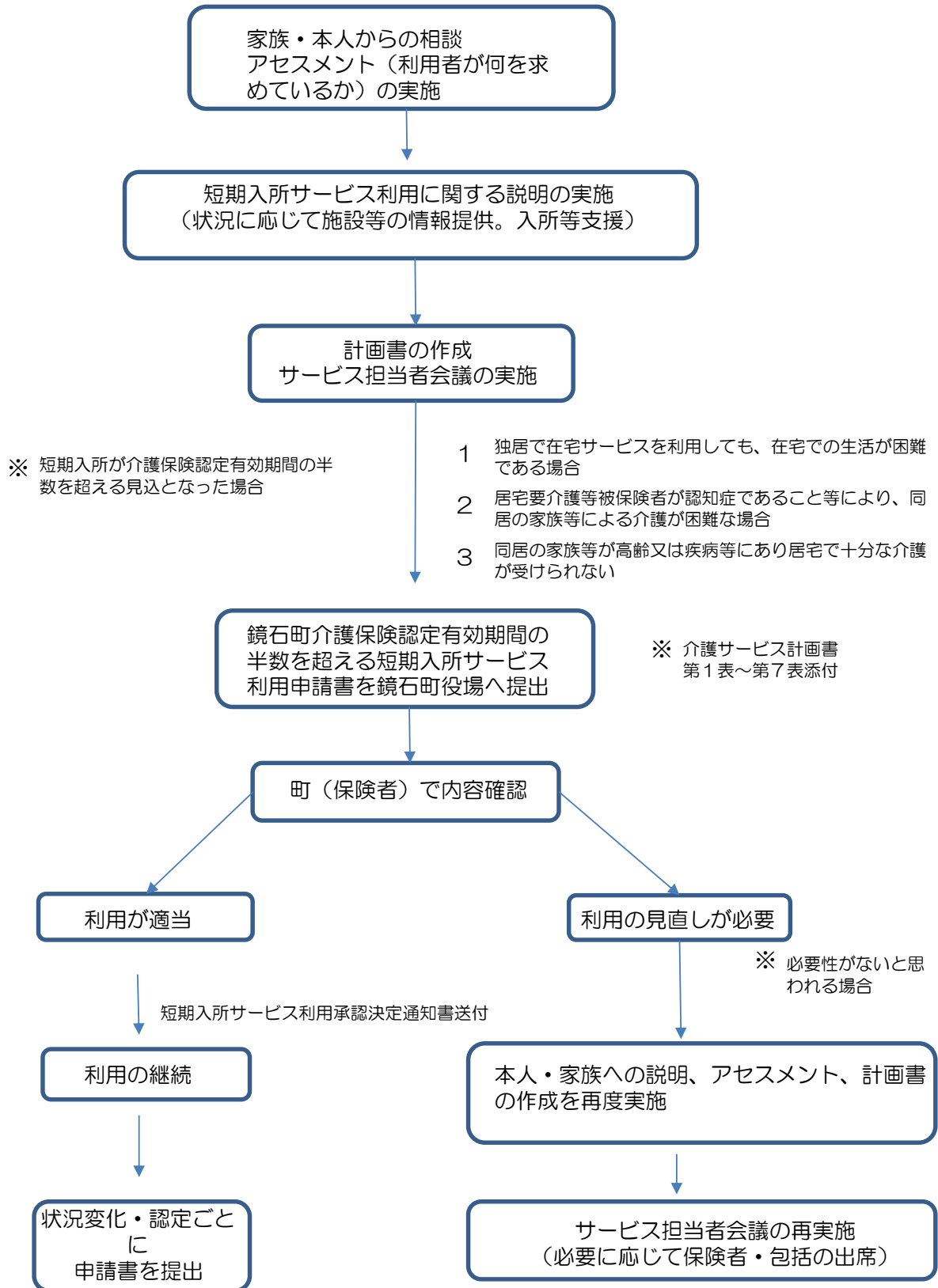
つきましては、短期入所サービスの利用を有効期間のおおむね半数を超えて計画に位置づける場合は、鏡石町に対し、「鏡石町介護保険認定有効期間の半数を超える短期入所サービス利用申請書」を提出してください。

なお、申請書の提出にあたっては、次の点に注意してください。

- 1 表面の被保険者、家族等の状況から裏面注意書きの要件のいずれかを満たしているかが確認できるか。
- 2 短期入所サービスの利用がおおむね半数を超える場合にあっては、特別養護老人ホーム等への入所待機状態にあるか。（入所が適当なケース以外もあり得る。）また、本理由による待機者については、入所の優先順位が比較的高いと思うが、特定の施設のみでなく複数の施設に入所予約をするなど、短期入所のおおむね半数を超えての利用の早期解消に努めているか。
- 3 短期入所サービスの利用については、有効期間のおおむね半数を超える場合であっても、その利用者の心身の状況等を十分に勘案し必要最低限にとどめること。
- 4 利用者が認知症であることにより、同居している家族等の介護が困難な場合を理由として短期入所サービスの利用がおおむね半数を超える場合にあっては、認知症高齢者の日常生活自立度が原則Ⅱ以上である場合に限ること。
- 5 申請書については、認定の有効期間内に短期入所サービスの利用がおおむね半数を超える見込みとなったときに提出すること。なお、次期有効期間において同様におおむね半数を超えることになったときは再度提出すること。

※ 指定居宅介護支援を行う介護支援専門員は、短期入所サービスを位置付ける居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者にとってこれらの居宅サービスが在宅生活の維持につながるように十分に留意しなければならないことになっております。

介護保険認定有効期間の半数を超える短期入所サービス利用申請書提出の流れ



注) 認定更新の際はその都度、利用者の心身の状況等を勘案しサービス担当者会議で検討すること